

広島県告示第六百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年八月十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉舎豊栄線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
世羅郡世羅町大字小国字祇園三四〇二番二地 先から 世羅郡世羅町大字小国字中島四六六六番六地 先まで	旧	五・七〇 八・五〇	六八六・〇〇	
	新	五三・〇〇 一一・〇〇	九一七・〇〇	ダブルウェイ 県道世羅甲田 線と重複 県道三次大和 線と一部重複 県道世羅甲田 線と一部重複